

○大阪市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

令和4年2月18日

大阪市規則第8号

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(容積率の特例に係る許可の申請に係る添付書類)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「施行規則」という。）第18条第1項の許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあっては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近（敷地境界線から200メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況

(2) 施行規則第6条の通知書の写し又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 施行規則第18条第1項の許可申請書のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係るものについては、前項各号に掲げる書類のほか、別記様式の工場・危険物調書を添えなければならない。

(施行の細目)

第3条 この細則の施行に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

別記様式（第2条関係）（A4）

工場・危険物調書								
工場	業種		作業場床面積					
			申請部分	m ²	申請以外の部分	m ²	合計	m ²
	原料名	1日の処理量	製品名		1日の製品量			
関係	機械の種類	機械台数			原動機の出力 kw			
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計	
事項	合計							
	作業方法							
危険物関係事項		種類	用途	最大貯蔵量	最大処理量			
	申請部分							
	申請以外の部分							
	合計							
備考								

(注意) (1) 「業種」欄には工場業態を分かりやすく示すような工場種類名を記入してください。

(2) 「原料名」欄には工場に搬入される時の原料の品名を記入してください。

(3) 「作業方法」欄には作業工程の順に従って具体的に記入してください。(外注部分はその旨を明記すること)

(4) 「備考」欄には工場創立年月日、略歴、過去の確認若しくは許可、工員数について、また、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条第1項の表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合にあつては、それぞれ同表の各欄の危険物の数量の限度の数値に対する貯蔵しようとする危険物の数値の割合などを記入してください。

